

高等学校等入学準備金制度をご理解いただくために (Q&A)

Q1 高等学校等入学準備金制度とはどのようなものですか？

A1 恵庭市の子どもが等しく教育を受ける機会を確保するために、経済的な困難を抱える家庭を対象に、高等学校等への入学に要する費用の一部を支援するため、入学者1名につき30,000円を入学時期に準備金として支給する制度です。

※恵庭市のホームページにも制度の概要を掲載しています。

(アドレス：<http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1445231128025/index.html>)

Q2 この制度はいつから始まったのですか？

A2 恵庭市ではこれまで、経済的な困難を抱える家庭への支援として、「高等学校入学仕度金制度」という【貸付型】の制度を設けていました。しかし、貸付は将来返済が必要となることなどから、利用が数件程度にとどまっている状況でした。

このため、返済の必要がない準備金を支給することで、各家庭にとってより利用しやすくなる【給付型】の制度に改めることとし、平成27年度から開始するものです。

Q3 入学準備金の対象はどのような家庭ですか？

A3 対象となる家庭は、来春高等学校等に入学となる生徒がいる家庭のうち、生活保護の基準に近い経済状況にある世帯（恵庭市就学援助制度の「準要保護」認定要件に該当する世帯）です。

支給人数に定員はありません。

市教委では、平成27年度の対象生徒の人数を、現・中学校3年生708名（H27.11.1時点）のうち130名程度（20%程度）と見込み、支給総額は200万円弱になると想定しています。

（裏面へ続く）

Q4 入学準備金の支給額30,000円は、どのようにして決めたのですか？

A4 できるだけ多数の家庭に入学準備金を支給できるように、かつ、受け取る各家庭で経済的負担の軽減が図られるように、という観点から、高等学校等入学時に必要となる制服等の購入費用相当額として30,000円を支給するものです。

Q5 今回、高等学校等入学準備金制度に寄附を呼びかけている理由は？

A5 平成26年10月に、市民・有識者で構成された「恵庭市就学援助検討協議会」によって、高等学校等入学準備金の制度を【貸付型】から【給付型】へ移行することについて答申が行われた際、あわせて、「子どもは地域ぐるみで育てるべきものであること、子どもの教育は将来のまちづくりに繋がるものであることから、市民からの支援も積極的に受けることのできる仕組みも考えていただきたい」との意見が付されました。

地域の皆様ひとりひとりの心からの応援を、寄附を通してかたちにし、入学準備金として子どもたちへ届けるために、今回、財源の一部となる基金への寄附を呼びかけております。この取り組みを今後長く継続していくことによって、世代を超えたまちの絆を深める一つのきっかけができればと思います。

「地域の子どもの地域みんなで育て、支えたい」という気持ちは、幅広く共感・共有いただけるものと思います。ぜひ多くの皆様にご理解とご協力をいただき、1人でも多くの子どもたちの高等学校等入学を後押ししたいと考えていますので、何卒よろしくお願い申し上げます。



問合せ先
恵庭市教育委員会教育総務課
学務スタッフ
☎ (0123) 33-3131
(内線1623)